



被害者支援制度について

『犯罪被害給付金』とは、殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた被害者の方に対して、国が給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるように支援する制度です。

『給付金』には、

- 被害者が亡くなった場合、その遺族に支給される「遺族給付金」
- 重傷病（療養の期間が1カ月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病。PTSD等の精神疾患である場合には、療養の期間が1カ月以上で、かつ、その症状の程度が3日異常の労務に服することができない程度であることを要する。）を負った場合に保険診療による医療費の自己負担相当額等が支給される「重傷病給付金」
- 犯罪の被害を受けたことによって、法令で定める程度の障害が残ってしまった被害者に支給される「障害給付金」

の3種類があります。

犯罪被害者等給付金の支給は、被害者の遺族や被害者本人からの申請に基づいて行われるものですが、法律で定められた支給制限に該当する場合は、支給されないことや減額して支給されることがあります。

詳しい内容については、

埼玉県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室（049-832-0110）

※月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで

へお問い合わせください。



犯罪被害者支援に関する動画

埼玉県警察では、尚美学園大学の協力を得て制作した、犯罪被害者支援ショートアニメーション「雲の上はいつも、晴れ」を埼玉県警察公式YouTubeチャンネルで公開しておりますので、ぜひ、ご覧ください。



埼玉県警察公式YouTubeチャンネル
二次元コード

広報

よしの

川越警察署
芳野駐在所
223-2133



芳野駐在所日報

芳野駐在所管内での9月中の事件無し。

川越警察署管内死亡事故件数（10月20日現在）

6件（概数）【安全運転に努めましょう！】

川越警察署振り込め詐欺(10月20日現在)

発生件数 75件

被害総額 1億1,868万円

～川越警察署調べ～